

高知県森林審議会議事録

1. 日 時

平成23年12月7日

2. 会 場

高知会館 3階 「飛鳥」

3. 出席者

(1) 審議会委員

アウテンボーガルト千賀子	森林インストラクター
新木 雅之	四国森林管理局長
内田 洋子	NPO高知市民会議理事長
片岡 桂子	森林ボランティア
川田 勲	高知大学名誉教授
北岡 浩	(社)高知県木材協会会長理事
塚本 次郎	高知大学農学部教授
野島 常稔	香美森林組合 代表理事組合長
福田 真苗	土佐林業クラブ会長
堀 洋子	建築士会女性部会幹事

(2) 高 知 県

田村 壮児	林業振興・環境部林業振興・環境部長
大野 靖紀	林業振興・環境部林業振興・環境副部長 (総括)
杉本 明	林業振興・環境部林業振興・環境副部長
岩村 俊夫	林業環境政策課長
國吉 慎理	森づくり推進課長
高橋 長太	林業改革課長
森 健太郎	治山林道課長
春山 九二男	木材産業課長

山中 孝司	森づくり推進課 課長補佐
土居 進一	治山林道課 チーフ（林地保全担当）
谷内 一	森づくり推進課 チーフ（森林計画担当）

4. 会議

（司 会）

審議会委員 13 名の内 10 名の出席を得て、本会議が成立している旨を報告。

委員紹介、県職員紹介。

－会長選任－ （川田委員）

なお、議長は高知県森林審議会議事要項第 5 条に基づき会長が務める旨を説明。

[議事]

川田会長が議長となる。

－議長挨拶－

昨年、10 年後の木材自給率 50%以上を目指した森林林業再生プランが定められ、本年度からプランを達成するための仕組みが動き出しております。森林法の改正、それに伴う森林計画の策定等を経て、平成 24 年 4 月から新たな森林計画制度がスタートします。そういう意味で、平成 24 年 4 月から森林・林業再生元年が始まると考えております。

本日は、法改正にともない作成された地域森林計画を審議いたしますが、単に国の制度に基づき作成されたというだけでなく、高知県の産業をどう活性化させてゆくかとの観点からもご審議いただきたいと思います。また、その他、委員の皆様が感じておられる行政への疑問や日ごろの生活を通して感じておられることなどについて、ご意見をいただきますようお願いいたします。

－議事録署名委員選出－ （内田委員、北岡委員）

－森林保全部会委員選任－ （内田委員、上治委員、川田委員、塚本委員、野島委員）

－森林保全部会長選任－ （上治委員）

－諮問文朗読－（森づくり推進課長）

－議事の説明－（森林計画担当チーフ）

- （１）四万十川地域森林計画（案）
- （２）安芸地域森林計画の変更（案）
- （３）高知地域森林計画の変更（案）
- （４）嶺北仁淀地域森林計画の変更（案）

（議 長）

ただいま事務局から、四万十川地域森林計画の樹立及びその他地域森林計画の変更について説明がありました。これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

（福田委員）

パワーポイント説明資料にあります四万十川計画区の伐採と造林面積との関係で、天然更新についても一度説明をお願いします。

（森林計画担当チーフ）

天然更新する面積として、針葉樹の主伐面積の約 3 割と広葉樹の主伐面積の約 7 割を見込んでいます。

（福田委員）

天然更新の姿をどのように捉えているのか。説明をお願いします。

（森林計画担当チーフ）

県では、天然更新の完了した姿として、平成 17 年に天然更新の完了判断基準を定めており、その考え方を地域森林計画に反映させています。具体的には、天然更新に関する事

項において、天然更新の姿として期待される立木の本数を6,000本/haとし、少なくとも天然更新すべき立木の本数を1,800本/haと定めております。

(福田委員)

材価が安く、まとまった収入を得るため、また、銘建工業さんへの対応などから、皆伐が進むと見込まれます。そして、伐採された山を更新することに関し、今後、シカによる被害が大きな課題になると思います。

計画により人工造林の植栽目標が定められ、天然更新の更新基準も定められていますが、数字のみを示すだけでなく、シカの生息が多い地域と少ない地域で、具体的に現場に応じた更新の判断を検討するなど、現場が混乱しないようお願いしたい。

(堀委員)

高知県の標準的な植栽は、建築用材に適した3,000本/haの中仕立てで行われてきたと聞いております。林業労働者が高齢化し減少するなか、必ずしも3,000本/haにこだわらなくても良いのではないかと思います。つまり50年先、60年先の木材の利用を考え、たとえば他の地域では足場板などの粘りのある材を生産するため1,500本/haで植栽していると聞いており、そのような疎仕立ての植栽を行うことで、間伐等の省略化が出来るのではないかと思います。将来の木材の用途を考え、疎仕立てにより施業の省略化を図る時代が来ているのではないかと感じます。

(森づくり推進課長)

現在、約30万haの植林がありますが、将来、同じ面積で継続することを前提としておりません。計画の目標数値を考慮しつつも、経済的に成り立つ部分と成り立たない部分を区分けしながら、作業道の設置や植林を行う必要があります。

また、疎仕立て本数につきましても、地域森林計画では2,000本/haとしておりますが、市町村森林整備計画におきまして、1,500本/ha～2,500本/haといったより幅のある本数にさせていただく予定です。施業の省力化については、最低限、山として成林することを条件に、労働力の軽減を図りつつ進めてゆきたいと思います。

(堀委員)

ありがとうございました。

(塚本委員)

これまで、資源循環林として定めていた区域は、新たなゾーニング区分で、木材等生産機能維持増進森林とどのゾーニングにも属さない白地の部分に分かれるとの説明がありました。新たなゾーニング分けにより白地の部分が大きな面積を占める場合、問題になると思いますが、その白地をどうするのかということも計画に記載するべきではないでしょうか。

(議 長)

森林には、すべて何らかの機能があります。森林を伐採後、植林することの困難な岩石地などが白地に該当するのではないのでしょうか。

(森林計画担当チーフ)

そうではなく、基本的に計画として取り組むゾーニング区域のどれにも属さない範囲を白地とするようです。

(塚本委員)

お聞きしたいのは、新たなゾーニング区分に関しては、計画書において森林施業の方法に関する指針が示されておりますが、白地については、施業の方法に関する記載がありません。白地について、このような方針で臨むとの記載が必要ではないかということです。

(森林計画担当チーフ)

計画書の記載漏れにあたるかもしれないと認識したのですが、白地について、決められた方針はありませんが、施業の方法は木材等生産機能維持増進森林と同じということになっております。

(塚本委員)

わかりました。

(野島委員)

この度の森林法改正で、市町村森林整備計画が地域の森林・林業のマスタープランと位置付けられています。

市町村の担当は、他の多くの業務を持っており大きな負担がかかります。また、新たな制度のもと森林経営計画につながってゆくマスタープランを作成するには、多くの手間がかかると予想されます。この作業を1～2ヶ月の短期間で行うにあたり、県として、市町村に対しどのような支援を予定しているのかお聞かせください。

(森林計画担当チーフ)

市町村森林整備計画の作成について、11月下旬に市町村の担当及び関係者を集めて説明会を行いました。その際、国が提示した計画作成に関する運用の案及びそれに基づき県で作成した計画書の例を示しましたが、その後、国からは正式な通知が出されておられません。そうはいつでも対応する時間がございませんので、計画書をすぐ作成できるよう、県の方で、計画書のひな型を作成し全市町村に配布します。そして、森林面積など共通する統計資料についても提供する予定です。また、市町村が行うゾーニングの参考として森林簿の機能別の情報を提供する予定です。

計画書作成に係る期間が本当に短いので、今回の策定・変更では、ベースとなるものを作成し、今後、県・市町村・関係者が森林経営計画に取り組むなかで見直しを行い、次の更新時期までに仕上げるつもりです。

(アウテンボーガルト委員)

私は、樺原町に住んでいます。風車の立つ四国カルストの斜面に、戦後の開拓者の方が生活された跡がみられる場所があります。そこを訪れた時のことですが、その周辺では、本当に上の方まで植林されていました。架線を張ったような跡もあり、そこから苗木を担ぎ上げ、大変な思いをされて植林していると思いました。40年生くらいと思われませんが、

背は低くそれほど大きく育っていません。利用できないから伐採されていないのかとも思いましたが、今後、このように苦労して植林された木は有意義に利用されるのか。伐採、造林計画の数字だけでなく、利用にまで踏み込んだ計画が欲しいと思いました。

建築及び木材業界の方に協力していただき利用への目途を付けることが出来れば、再生プランの目標である自給率50%となるのではないかと思います。

(森づくり推進課長)

市町村森林整備計画におきましては、現地の機能に応じたゾーニングの設定が重要となります。それにより木材の生産のみでなく、森林の公益的機能を保つため地域に適した施業方法がとられます。ゾーニングの設定に際しては、森林所有者の意向も大切ですので、今後、市町村森林整備計画に反映されるよう作業が進むものと思われます。また、生産された材の利用につきましては、川下対策が重要となりますので、今後さらに進めてまいりたいと思います。

(議 長)

すべての森林を伐採の対象にするのではなく、機能区分に応じて森林の保全を図るということですね。そうはいいましても、全国森林計画では、今の森林の成熟度や面積から考えて、大量の木材が生産されると見込まれています。

自給率50%を目指した全国森林計画の伐採数量を流域ごとに割り振り、それが地域森林計画に反映されています。市町村森林整備計画は、地域のマスタープランとしての計画ですので、実行性を伴う計画量でなければいけないと思いますが、同じように地域森林計画の伐採数量を各市町村の森林整備計画に割り当てるのでしょうか。また、それをどの様に森林経営計画に反映させようとしているのでしょうか。

(森林計画担当チーフ)

市町村森林整備計画では、具体的な計画として伐採数量等を記載する項目がありませんので、その必要はありません。

(議 長)

計画数量を記載する必要はないのですか。すると、地域森林計画の伐採数量を受けて市町村森林整備計画で目標数値を定めることなく、直接、個別の森林経営計画で伐採数量を定めるわけですか。

(森林計画担当チーフ)

森林経営計画で定めることとなります。

(議 長)

森林経営計画では伐採数量を守りなさい。それを守らなければ、ペナルティーが科せられるということですか。

市町村森林整備計画では、伐採に関する目標はないのですか。

(福田委員)

目標数値は、当然、必要なのではないのでしょうか。

(森林計画担当チーフ)

市町村森林整備計画では、市町村ごとの伐採数量を記載する必要はないということになっております。

(議 長)

いずれにしても地域森林計画の計画数量を見ますと、とうてい実行できないような大きな数値です。これは国が示したものに従ったといえればそれまでですが、実際には、森林所有者や森林組合、事業体が動かないと伐採は進みません。計画は計画ということになるのかもしれませんが。

国有林の場合は、どうでしょう。

(新木委員)

伐採できる適切な数量がありますので、それをこれから検討しなければなりません。また、路網整備という課題もあります。そうは言いますが、森林のなかでも資源量を有しておりますので、地域の富として活用していただく方向でがんばらなければいけないと考えております。

(林業振興・環境副部長 (総括))

確かに制度としては、市町村森林整備計画をマスタープランと位置付けながら具体的な目標数値を示す様式になっておりませんが、先日、大豊町長さんが森林経営計画の説明のため集落に入り集約化を進めたとの新聞記事がありました。今回の市町村森林整備計画では、現状を基に森林経営計画で計画された伐採数量を集計する。つまり、足下から積み上げ、皆様に計画数量を出していただくことが基本となります。それが積み上がって、実際に近い数字が県レベルで把握される。逆の考えです。県は、今後目指すべき森林の姿や健全な森林について、全国森林計画の数字と照らし合わせながら把握する。そして将来的には、両者が近い数字になるのがベストだと思います。

今回、時間的な制約がありますので、とりあえず策定・変更させていただきますが、森林経営計画の作成を進め集約化を図るなかで、自分たちで目標数値を作ってゆく。ここが、今回の法律改正の意図として大切なところであると思います。

(塚本委員)

すると、将来的には、地域森林計画にも下から積み上げた計画数量が示されるのでしょうか。

(林業振興・環境副部長 (総括))

そういうわけではありません。国の目標とするところと、地域全体を取りまとめた計画が、近づく傾向で進むということです。

(議 長)

需要の掘り起こしが重要だと思います。上位の計画に従い、過度に供給量を増やすと材価が下がり、ますます生産できない状況になる可能性が充分高いと思います。計画が実態と近いものになるためには、おっしゃるとおり需要の拡大に努めるべきだと思うのですが。

(林業振興・環境副部長 (総括))

先ほど利用についてもとの話がありました。地域森林計画は簡潔な表現しかしていませんが、銘建工業を迎えるにあたり、向こう3年間で、今より約20万m³の木を多く伐って使わなければいけない。丸太にして20万m³ですから、立木に換算するとさらに大きな数字となります。銘建工業を迎えることは決まっていますので、がんばって集約化を行い、材を出していただきたい。供給過多になり相場が大きく崩れるということはなく、むしろ材が出てこないことで、様々な計画が破綻してゆくということになりますので、ご理解をお願いします。

(議 長)

私としては、高知県のみでなく、日本国全体のレベルで見たとき需要が追いつかないのではないかと考えたのですが。

(片岡委員)

話題を変えて申し訳ないですが、今後、各地域で森林経営計画が作成されますが、その森林経営計画が順調に作成されるのかとても不安です。私は、仁淀川町に住んでいますが、森林経営計画を作ることのできる事業体は少ないと感じています。これから森林経営計画に沿って国の補助金が降りてくることになると思いますので、事業体がきちっと森林経営計画を作成し市町村がそれを充分フォロー出来るよう、県の指導をお願いします。

(森づくり推進課長)

基本的には、森林組合が中心となり集約化を図ってゆくことになると思いますが、これに関し、この3年間、森林組合を主体に施業プランナー育成や中期経営計画に取り組んで

います。これは、森林組合が森林所有者との係わりを持ちながら山の管理者としての役割を果たすための能力アップの取り組みです。今後もそういうところに重点を置き、森林組合の合併や体質強化を含め、森林経営計画の作成、実行ができるよう県もいっしょに入って取り組んでまいりたいと思いますし、現在もその方向で指導しております。

また、事業体につきましても森林組合といっしょになって事業の出来る事業体を育成しないとイケませんので、経営強化の指導や機械化を含めて支援をしてゆかねばならないと考えています。

(堀委員)

高知県のスギで梁桁に利用できる9寸材の木は、山元で100本に1~2本しかなく、それを製材に出すとコスト高になります。なんとか山元で選択していただけないのかとの思いがあります。

バイオマス関係になりますが、新聞で西島園芸団地のペレットストーブの記事が出ていました。このようなバイオマスストーブを各家庭で利用できないかと考えていた時、薪ストーブがブームになっていることを知りました。端材の販路によいと思いますが、このような県のバイオマス産業に対するバックアップは、どのようになっているのでしょうか。

(木材産業課長)

梁桁材を山側でまとめて活用できないかとのことですが、今後、銘建工業さんが高知に来ることで、たくさんの材が山から搬出されます。その中には、梁桁に適した大きな材も含まれています。銘建工業さんは、あまり大きな材は使いませんので、そのような梁桁の採れる大きな材はどこかで加工して使ってゆく必要があると思います。大事なことと思いますので、供給体制を含め検討してゆきたいと思います。

バイオマスにつきまして、ペレットストーブは、特に山間部に適していますので、県下での設置は少ないですが、ペレットボイラーは3年で120台各地での導入を進めました。これにつきましては、今後、山側での木材の生産が増えれば、それにともないC材の生産も多くなりますので、これからの必要量を勘案しながら増やして行く方向で支援する予定です。薪ストーブについては、特になのですが。

(堀委員)

問いかけ方が良くなかったかもしれませんが、ペレットストーブもしくは木材チップを使ったストーブについて、一般家庭で使えるようなストーブの開発について、ボイラーの開発に携わる優秀な企業が県内にはありますので、県の方から提案されてはいかがでしょうか。

(木材産業課長)

ペレットストーブは県内の企業でも作られており、県産のものもありますが、とにかく一般的な需要が少なくあまり生産されていない現状です。薪ストーブなどは、木材の利用につながり、生活のなかであればゆとりを感じ良いと思いますのでPRを含め考えてゆきたいと思います。

(議長)

他にどなたかございませんか。

(福田委員)

始めに話しましたが、これから木材の供給が強化され、それに伴い皆伐地が増えます。

戦後、競ってスギ、ヒノキが植林されましたが、約50年経っても利用できない木はたくさんありますし、間伐が行われていない林分は、線香のような細い木がひしめいています。皆伐地が多くなることから、戦後の植林の反省を踏まえ、ただ計画の数字により造林を進めるのではなく、現地の状況を考慮し山をどのような姿にするのか考えるべきだと思います。

特に、市町村森林整備計画が地域のマスタープランと位置づけられることは非常に良いと思います。本来、その地域の山を木材生産とするのか等、市町村の思いが描かれた森林計画になることは本来の姿ですし、10年の計画期間により地域の実情にあった血のかよわう計画になるよう望みます。

(林業振興・環境部長)

おっしゃる通りであり、私自身も目指すべき方向は同じであると思っています。特にゾーニングの問題については、地域を中心にしっかり考えてゆきたい。そこを県としても支援してゆくことが大事であると思っていますので、少し時間はかかるかもしれませんが援助するという形で進めてゆきたいと思います。

(野島委員)

最初に、人工造林地の伐採跡地の70%を再造林するという趣旨のお話がありました。私の意見として50%でも並大抵ではないように思います。林業に対する期待を裏切られたと思っている森林所有者が多いので、再造林を進めるための仕組みが必要であると思います。ひとつは我々森林組合が検討してゆくべきこと。たとえば、皆伐を行うとき森林組合が再造林のための費用として収益の一部を預かり何年間か管理してゆくとか。また、補助金制度を含めて県のご指導を受けるなど、70%の再造林が進むような対策を考えて欲しい。これは、県・事業体を問わず知恵を出し合わないといけない課題かと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

(北岡委員)

川下代表の北岡です。お話を聞くうち、県に対して、市町村・事業体の時点で計画がいかに行われるか、生かしてゆけるかに重点をおいてご指導をいただきたいと思いました。

それと経済原則です。木材生産といっても売れなければダメです。製品が売れ、製品の原料となる木材がどんどん必要になる。こういったパターンが定着しないと資源の活用は難しいと思います。銘建工業さんに関しても、地域の製材工場への影響は大きいですが、地産外商との意味でメリットはあると思います。

また、産業振興計画において、森林組合が75,000haの間伐を行う計画になっておりますが、労務体制の問題を含め大変ご苦労されているようです。これに関しましては、森林組合のみでなく県、市町村も含めて計画実現を進めていただきたいと思います。一方、森林組合につきましても、補助金がなければ非常に厳しいという現実がありますが、自主

独立の企業マインドを持ちつつ積極的に取り組んでいただきたいと思います。ともあれ、川下の方も頑張りますので、皆様ともども、県と連携して森林審議会の目的とするものを目指してゆきたいと思います。

これは私の個人的な意見ですが、雑木林の実がなり、鳥がさえずり、溪流のせせらぎが聞こえる高知の自然そのものといった広葉樹の山もいいなと思います。高知県には清らかな溪流の水を育てる広葉樹林があちらこちらにあるというふうに、山の一部で取り組むことで森林レクリエーションの場にも活用できるのではないかと思います。

(内田委員)

アウテンボーガルト委員さんが言われておりましたが、県産材を、自分たちがいかに使っていけるようにするのかということがとても重要だと思います。供給型の計画に対し使う側の計画、新たな産業の振興計画ということになるかと思いますが、それもあわせて県で作っていただければいいかなと思います。

また、消費者にしてみれば、木材の流通がよくわかりません。もう少し消費者にわかりやすく工夫していただければ、ひょっとして、もう少し私たちが購入しやすくなるかもしれないと思いますので、木材の流れの仕組みにつきましても、検討できるものがあれば検討していただけたら消費者にとってありがたいことと思います。

また、いろいろなゾーニングが地域に応じて作られてゆくわけですが、今回の計画を活用して、これからの計画が作られますので、自治体として、行政として連携を取りながら進めていただければと思います。

(堀委員)

先日、ニュースで、中国・四国地方にも微量ではあるが福島原発の放射能が降り注いでいるとの報道がありました。これに関して、名古屋大学 安成 哲三 先生が論文を発表されており、それによりますと3月20日から4月19日までに、中・四国地方にも放射能が降り注いでいるがたいしたことはないとのことでしたので、ひと安心しました。とはいえ、たいした数値ではないのかもしれませんが、山林におけるホットスポットに関しても県に注意していただければありがたいと思います。

(林業振興・環境部長)

高知県では、環境省の依頼を受けて禰原町で、定期的に放射能の検査をしております。実は、東北地方で起きた大地震の影響で、夏の前ぐらいから環境省が忙しくなりデータがとれない状態になっています。県としましては、状況を把握したいので独自の調査を今やっているところです。ご発言にありましたように、名古屋大学 安成先生のシュミレーションでも心配するような数字ではないということであったと思いますので、そのところを確認できるのではないかと考えております。

(議 長)

ほかにごございませんか。

ほかにご質問がないようでしたら、この辺で答申の作成に入りたいと思います。それでは、ここで、答申案作成のため、5分間小休止とします。

[小休止]

(議 長)

それでは、事務局の方から答申案を朗読していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(森づくり推進課長)

—答申案を朗読—

(議 長)

ただ今、朗読いただきましたけれど、この案でよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議 長)

以上のとおり答申するのに異議ないようですので、答申します。

(林業振興・環境部長)

ご承認いただき、ありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、計画の実行及び市町村への対応等におきまして生かしてゆきたいと思っています。今後ともご指導をよろしくお願いします。

(議 長)

続きまして、議事5の報告案件につきまして事務局から説明をお願いします。

(治山林道課長)

－森林審議会の審議を要しない、保安林解除及び林地開発許可の内容を説明－

(議 長)

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、予定されていた審議会の議事が終了いたしましたので、これを持ちまして本日の森林審議会を終了したいと思います。どうも皆さんご協力、ありがとうございます。

－閉会－